

平成25年度決算状況等について (各款及び不用額の説明等)

【退職者医療制度について】

退職者医療制度とは

従前、被用者保険に加入している事業所を退職した高齢退職者は、退職後、一部の人を除いてほとんどの人が国保に加入していたため、国保にとっては重い医療費の負担となっていました。この保険者間の不均衡を是正するため、その医療給付費は、これらの者が負担する保険料(税)と被用者保険の保険者からの拠出金をもって賄うこととし、昭和59年に退職者医療制度が創設されました。

※退職者医療制度は、平成20年4月に新たな高齢者医療制度へ移行し廃止となりましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が取られることとなりました。

○一般被保険者

退職被保険者等以外の被保険者の方です。

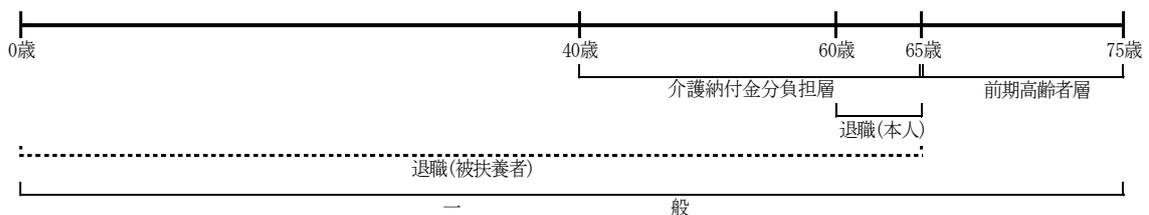
○退職被保険者等

厚生年金・共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)あって、老齢厚生(退職共済)年金、老齢(退職)年金、通算老齢(退職)年金などの支給を受けている方及びその被扶養者で65歳未満の方です。

○保険料(税)及び給付

保険料(税)の計算方法及び給付につきましては、退職被保険者等と一般被保険者との違いはありませんが、退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険料負担の余分な増加につながります。

■被保険者区分



【歳入】

歳入総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額A	決算額B	差引 B-A
1 国民健康保険税	3,444,516	99,639	3,544,155	3,626,031	81,876
2 使用料及び手数料	45	0	45	8	▲ 37
3 国庫支出金	4,580,618	▲ 166,768	4,413,850	4,534,168	120,318
4 療養給付費等交付金	1,581,484	▲ 376,028	1,205,456	1,205,456	0
5 共同事業交付金	2,163,267	▲ 135,426	2,027,841	2,023,431	▲ 4,410
6 前期高齢者交付金	4,265,436	▲ 4,522	4,260,914	4,260,915	1
7 道支出金	972,716	▲ 1,327	971,389	921,250	▲ 50,139
8 財産収入	140	0	140	140	0
9 繰入金	1,571,592	241,340	1,812,932	1,635,258	▲ 177,674
10 諸収入	3,276	11,823	15,099	19,708	4,609
11 繰越金		396,700	396,700	396,699	▲ 1
合計	18,583,090	65,431	18,648,521	18,623,064	▲ 25,457

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(一世帯当たり年間定額で計算)があります。また、制度上の大きなくくりとして一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。

- ・医療分…医療保険の費用にあてるための国保税
- ・支援分…後期高齢者医療制度を支援するための国保税
- ・介護分…介護保険の費用にあてるための国保税(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税 8,187万6千円の増は、調定額の増減及び収納率の増によるものです。

- ・医療一般分
 - 収納率…現年課税分 91.35% (0.85増)、滞納繰越分 21.82% (3.32増)
 - 収納額…7,211万8千円の増
- ・医療退職分
 - 収納率…現年課税分 97.74% (0.74増)、滞納繰越分 46.94% (1.94増)
 - 収納額…834万5千円の減
- ・支援一般分
 - 収納率…現年課税分 91.31% (0.81増)、滞納繰越分 22.50% (4.00増)
 - 収納額…2,286万4千円の増
- ・支援退職分
 - 収納率…現年課税分 97.76% (0.76増)、滞納繰越分 48.06% (3.06増)
 - 収納額…245万3千円の減

・介護一般分

収納率…現年課税分 88.57% (1.93 減)、滞納繰越分 21.28% (2.78 増)

収納額…14 万 6 千円の増

・介護退職分

収納率…現年課税分 97.70% (0.70 増)、滞納繰越分 47.85% (2.85 増)

収納額…245 万 4 千円の減

※収納額は現年課税分＋滞納繰越分

収納率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
一般被保険者	61.75%	64.29%	65.61%	67.70%	69.99%	2.29%
現年課税分	88.27%	89.91%	89.86%	91.11%	91.15%	0.04%
滞納繰越分	16.10%	18.87%	19.21%	20.93%	21.88%	0.95%
退職被保険者等	82.45%	86.41%	90.13%	94.45%	94.37%	△ 0.08%
現年課税分	96.94%	97.36%	96.89%	98.38%	97.74%	△ 0.64%
滞納繰越分	25.31%	31.04%	40.58%	55.10%	47.24%	△ 7.86%
総計	63.13%	65.78%	67.40%	69.60%	71.73%	2.13%
現年課税分	88.99%	90.55%	90.53%	91.80%	91.76%	△ 0.04%
滞納繰越分	16.45%	19.26%	19.78%	21.63%	22.30%	0.67%

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、3 万 7 千円の減です。

③国庫支出金

保険給付費等について、国から負担割合に基づいて支出される療養給付費負担金などの国庫負担金と財政調整交付金などの国庫補助金があります。

・療養給付費負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金(普通・特別)等

国庫支出金 1 億 2,031 万 8 千円の増は、療養給付費等の国庫負担金が 6,934 万円、財政調整交付金等の国庫補助金で 5,097 万 8 千円の増となったものです。

④療養給付費等交付金

退職被保険者等の保険給付費等に必要な財源です。被用者保険等の各保険者が拠出し、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

療養給付費等交付金は、予算額どおりです。

⑤共同事業交付金

財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に必要な財源です。都道府県単位で実施されるもので、国保の各保険者が拠出し、国保連合会から交付されます。

・保険財政共同安定化事業

市町村間の保険料の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業です。

・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金(国及び道が各々1/4を財政支援)を財源として交付金を交付する事業です。

共同事業交付金441万円の減は、対象医療費が減となったものです。

⑥前期高齢者交付金

前期高齢者(65歳以上75歳未満)の財政調整制度は、保険者間で生じている前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

前期高齢者交付金は、予算額どおりです。

⑦道支出金

都道府県調整交付金など(平成22年度は都道府県調整交付金のみ)の道補助金と、高額医療費共同事業負担金など北海道から負担割合に基づいて支出される道負担金があります。

・都道府県調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金

道支出金 5,013 万 9 千円の減は、都道府県財政調整交付金が減となったものです。

⑧財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は、予算額どおりです。

⑨繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくものと市の独自基準に基づくものがあり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。市の独自基準に基づく繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、財源補てんのため、国民健康保険事業基金を取り崩したものです。

繰入金 1 億 7,767 万 4 千円の減は、一般会計繰入金で 2,744 万 6 千円、基金繰入金が 1 億 5,022 万 8 千円の減となったものです。

⑩諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入 460 万 9 千円の増は、第三者納付金などが増となったものです。

⑪繰越金

前年度決算で生じた剰余金を計上するものです。

繰越金は、予算額どおりです。

【歳出】

歳出総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額A	決算額B	不用額 A-B
1 総務費	363,882	▲ 25,089	338,793	330,950	7,843
2 保険給付費	12,668,196	▲ 495,446	12,172,750	12,052,292	120,458
3 後期高齢者支援金	2,288,400	▲ 8,486	2,279,914	2,279,913	1
4 前期高齢者納付金	1,551	873	2,424	2,424	0
5 老人保健拠出金	643	▲ 12	631	630	1
6 介護納付金	897,860	▲ 3,923	893,937	893,936	1
7 共同事業拠出金	2,229,812	▲ 115,602	2,114,210	2,114,204	6
8 保健事業費	113,590	▲ 906	112,684	102,669	10,015
9 基金積立金	140	396,700	396,840	396,840	0
10 公債費	1,246	▲ 646	600	482	118
11 諸支出金	17,270	317,968	335,238	328,611	6,627
12 予備費	500	0	500	0	500
合計	18,583,090	65,431	18,648,521	18,502,951	145,570

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費の不用額 784 万 3 千円は、給与費及び退職手当基金会計繰出金等の執行残です。

②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費の不用額 1 億 2,045 万 8 千円は、一般被保険者療養給付費及び出産育児一時金などの執行残で、対象件数などが減となったものです。

③後期高齢者支援金

後期高齢者(75歳以上)医療制度の医療費は、自己負担のほか、国や市町村の負担金、現役世代からの支援金、後期高齢者の方の保険料でまかなわれていることになっています。このうち、国や市町村の公費負担が約5割、後期高齢者の方の保険料約1割で、残りの約4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担しています。

後期高齢者支援金は、予算額どおりです。

④前期高齢者納付金

制度の概要は歳入の「前期高齢者交付金」に記載しています。本市は、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者のため前期高齢者交付金が交付されていますが、負担調整分として前期高齢者納付金を納付しています。

前期高齢者納付金は、予算額どおりです。

⑤老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年3月をもって廃止（後期高齢者医療制度に移行）となり、医療費拠出金の精算は平成22年度で終了しましたが、事務費拠出金は過誤調整等により支払いが遅れたものに対する事務費があることから、平成23年度以降も継続することとなります。老人保健制度において、医療費は自己負担金のほか、国や市町村の公費負担、保険者からの拠出金で賄われていました。

老人保健拠出金は、予算額どおりです。

⑥介護納付金

介護サービスは、利用者負担のほか、国や市町村の公費負担、保険料（第1号被保険者（65歳以上）分、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）分でまかなわれることになっています。保険料について、第1号被保険者は直接介護保険に納めますが、第2号被保険者は加入している各健康保険の保険者に介護納付金分保険料（税）として納めます。各保険者は、徴収した介護納付金分保険料（税）を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。

介護納付金は、予算額どおりです。

⑦共同事業拠出金

制度の概要は、歳入の「共同事業交付金」に記載しています。

共同事業拠出金は、予算額どおりです。

⑧保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費の不用額 1,001 万 5 千円は、特定健康診査委託料が減となったものです。

⑨基金積立金

前年度決算で生じた剰余金と基金の運用によって生じた利息を、それぞれ歳入の「繰越金」と「財産収入」に計上し、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は、予算額どおりです。

⑩公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費の不用額 11 万 8 千円は、一時借入金の借入額が減となったものです。

⑪諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金の不用額 662 万 7 千円は保険税償還金が減となったものです。

⑫予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

予備費 50 万円の執行はありません。

収支と基金残高の推移

(単位：千円)

年度	単年度収支	累積収支
6	62,036	△3,888,584
7	284,281	△3,604,303
8	272,894	△3,331,409
9	520,217	△2,811,192
10	304,163	△2,507,029
11	322,139	△2,184,890
12	278,000	△1,906,890
13	133,626	△1,773,264
14	229,918	△1,543,346
15	53,793	△1,489,553

年度	単年度収支	累積収支	基金残高
16	67,785	△1,421,768	
17	56,694	△1,365,074	
18	37,150	△1,327,924	
19	162,562	△1,165,362	
20	471,275	△694,087	
21	703,289	9,202	
22	437,635	437,635	9,203
23	380,039	380,039	285,194
24	396,700	396,700	465,691
25	120,113	120,113	548,062

平成 25 年度の取組

●医療費適正化対策・保健事業

①レセプト点検の実施

過誤・再審査等の案件を抽出し、返戻・請求などの処理を行う

②医療費通知の実施

2ヶ月に1度、医療費通知を発送

③柔整被保険者調査の実施

整骨院・接骨院等の通院が保険適用に該当する傷病であるかを調査

③ジェネリック医薬品の利用促進

先発医薬品と後発医薬品（ジェネリック）の差額を通知

④特定健診・特定保健指導

定期的な受診勧奨を行い、25年度からは新たに夜間訪問勧奨を実施

特定保健指導（ヘルシーサポート）を実施

⑤ドック事業

人間ドック・脳ドック・PET/CTなど、各種ドックの受診補助

●収納率向上対策

①現年度課税分の取組

- ・コールセンターによる早期電話催告と文書や臨戸訪問による催告を実施
- ・臨戸訪問による口座振替の促進
- ・他保険へ加入した疑いのある方への電話・文書による届出勧奨
- ・所得未申告者に対し臨戸訪問による申告勧奨
- ・不現住・居所不明者の実態調査を実施
- ・納付困難者への分割相談と減免等の対応

②滞納繰越分の取組

- ・預貯金・給与等各種財産調査と滞納処分の徹底
- ・夜間相談窓口の開設と夜間集金の実施
- ・誓約書等提出の徹底
- ・生活困窮者に対する滞納処分の執行停止

③組織の取組

- ・収納事務運営方針の作成
- ・滞納整理チームによる滞納処分の推進
- ・各種研修会への参加
- ・定例会議による情報共有化と課題検証